

船員保険福祉施設について

(宿泊施設、医療施設)

船員保険の福祉施設の設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、保険者として、船員保険の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者等の健康の保持増進及び福祉を増進するため、船員保険病院及び船員保険保養所等の福祉施設を設置し運営している。

この福祉施設は、給付に必要な財源とは別に船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置している。

なお、当該事業の実施に当たっては、これまで船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」にて協議の上実施している。

（設置根拠）

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抜粋）

第九節 福祉事業

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項ニ掲タル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

船員保険の福祉施設の経緯等

○ 設置の経緯

船員保険の福祉施設

- 昭和17年に船員の福祉施設として、(財)船員保険会が初めて保養所を設置。その後、昭和18年3月の船員保険法の改正により福祉施設の規定が盛り込まれたことや昭和20年2月の船員保険法の改正による福祉施設費としての保険料率が設定されたことにより、保養所を国有民営方式に移行。
- 昭和22年に、不足していた医療施設の提供と船員疾病の特殊性を研究し、船員生活に即応した効果的な診療方針を樹立することを目的に、船員保険病院を設置。現在は、東京、横浜、大阪にそれぞれ1カ所を設置。また、東京、室蘭に診療所をそれぞれ1カ所設置。
- 昭和40年代に入ると、社会一般的に健康管理を重視する風潮と相まって益々健康管理事業に対する関心が高まり、船員についても労働環境の特殊性を考慮し、船員の健康管理の施策として昭和49年から健康管理センターを設置。現在は、横浜、大阪、福岡にそれぞれ1カ所を設置。
- なお、上記の福祉施設は、船員の海上における勤務の特殊性や被保険者の要望を踏まえ、船舶所有者(政府管掌健康保険でいう事業主)が全額負担する保険料を財源として設置してきているため、その在り方については、労使の代表者及び保険者の三者による議論を踏まえて方針を決定している。

船員保険福祉施設の種類

(平成16年4月1日現在)

(船員保険)

区分	設置数	事業内容	機能等
病院	3カ所	船員保険被保険者等への医療の提供、海上医学の研究及び海上で傷病にかかった船員に対する医療助言等を実施している。 (平成15年度 延べ利用者数 886千人)	300床～ (1病院) 200床～300床 (2病院) 0床 (2診療所)
診療所	2ヶ所	船員保険被保険者等への医療の提供等を実施している。 (平成15年度 延べ利用者数 93千人)	
健康管理センター	3カ所	船員保険被保険者等のため、生活習慣病予防健診等の健康管理事業を実施している。 (平成15年度 延べ利用者数 265千人)	健診 (健診車平均保有台数 7台)
保養所	19カ所	船員保険被保険者の海上における勤務の特殊性を踏まえ、静養や家族との団らんの場を提供すること等を目的とした宿泊施設。 (平成15年度 延べ利用者数 431千人)	宿泊 (平均定員41人) 食堂 等
福祉センター	4カ所	船員保険被保険者等の静養や家族との団らんの場の他に、研修、運動施設等を併せた総合的な施設として設置。 (平成15年度 延べ利用者数 639千人)	宿泊 (平均定員163人) 会議室、運動施設 等
海外保養所 (ハワイ)	1カ所	海外で勤務する船員保険被保険者等の静養等を目的とした施設。 (民間ホテルから10部屋を借りて運営している。) (平成15年度 延べ利用者数 5千人)	宿泊定員 20人

船員保険の福祉施設の見直しについて

1. 船員保険被保険者数の減少に伴い、昭和53年をピークに、漸次、船員保険保養所の整理合理化を図ってきたところ。
2. 平成13年12月11日開催の船員保険福祉施設問題懇談会においては、平成12年5月26日の閣議決定「民間と競合する公的施設の改革について」などを踏まえ、船員保険の福祉施設全般に渡る「船員保険福祉施設の見直しについて」が了承された。(参考資料 9頁 参照)
3. 更に平成14年12月10日に開催された船員保険福祉施設問題懇談会において、平成13年12月の「船員保険福祉施設の見直しについて」を一部見直しし、保養所及び福祉センターに限った「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」が了承され、同計画に基づき平成14年度及び平成15年度に2施設づつ廃止してきたところである。(参考資料 12頁 参照)
4. 先般、平成16年度の廃止施設について、船員保険福祉施設問題懇談会(平成16年12月17日開催)において議論した結果、5ヶ所(八戸保養所、大沢保養所、秋田保養所、和倉保養所、日南保養所)を廃止することとした。(参考資料 16頁 参照)
併せて、海外保養所(ホノルル日本船員保険保養所)についても、原則、18年6月もって廃止することとした。(参考資料 19頁 参照)
5. 今後、引き続き船員保険福祉施設問題懇談会の議論を踏まえ、平成14年12月の同懇談会において了承された「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画」等に基づき、船員保険保養所等の合理化を着実に進めていく。